

令和7年9月1日

松阪市議会
濱口高志 議長 様

海住恒幸

研修参加報告

第16回生活保護問題議員研修会

主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

開催日時 令和7年8月23日（土曜日）午前10時～午後4時40分

場所 ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階

（名古屋市・金城ふ頭）あおなみ線金城ふ頭駅下車

テーマ 「地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に」

<構成>

記念講演1、基調報告、報告（1～2）、記念講演2

<概要>

【記念講演1】

「データが語る生活保護行政の実態：自治体の運用格差とその実態」

桜井啓太氏（立命館大学）

生活保護は法定受託事務であるので国家の責任においてなされるものであるが、自治体間により運用に格差が生じている面についてデータ化し、格差を明らかにすることでより良い制度につなげていこうという取り組みを行なっている。

【基調報告】

「保護基準の引き上げと生活保護の最大活用で住民の暮らしを守る」

講師 吉永純氏（花園大学）

なぜ2013年に生活保護基準が引き下げられたか

それは、政権政党の選挙公約に厚労省が忖度した（令和6年津地裁判決）ことによると考えられる。当時の物価下落を判断基準にしているため、現在の物価高には生活実態が追いつかない現状をさまざまな事例を通して紹介があった。

【報告 1】

「自治体の不適切な運用をなくす」

講師 田川英信氏

（生活保護問題対策全国会議事務局次長、元世田谷区ケースワーカー）
ケースワーカーとして区役所に勤務した経験をもとに、役所の生活保護行政への向き合い方には自治体によって差がある点について報告があった。そのことにより、権利である生活保護が権利にならない場合が生じるために議員として足元の自治体はどのような状況であるかをチェックしてもらいたい旨、チェックポイントを多数挙げた。

【報告 2】

「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」（弁護士・太田伸二）



自動車保有が認められた場合は、自動車利用制限はほぼ取り払われた中での鈴鹿市の特異な事例。津地裁、名古屋高裁とも至極まっとうな判決を出した。

【記念講演 2】「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき

姿」(岩永理恵・日本女子大学)

生活扶助基準の算定方式の妥当性について、歴史的な変遷をたどりながら解を見出そうとする研究者ならではの講義だった。最低生活費としての扶助費がありがちだが、本来は日本国憲法に由来する「健康で文化的な生活水準を維持」することが目的である。そのように見た場合、現行の「最低生活費」を見出す基準は本当に妥当なものと言えるだろうか。「最低生活水準」の根本は「安心かつ安定して暮らせる最低必要な基礎的生活」と、「将来への見通しを手に入れられる環境が整っていることが必要である」とする。その算定方法の提言を行った。

【所感】

記念講演2の岩永氏以外の講師は、研究者、弁護士とも、すべて自治体のケースワーカー出身である。法定受託事務である生活保護事業は自治体によって画一的に運用されているはずであるが、実際には自治体によって相当異なる運用が確認できた。その差はどこにあるのか。現場の自治体職員(ケースワーカー)の問題意識と熱量の差なのだろう。

この三重県内でも昨年から今年にかけ、鈴鹿市のケースの判決が津地裁、名古屋高裁と原告完全勝訴で、さすがの鈴鹿市も上告を断念せざるを得なかった。

この事例に関しては、新聞でのニュース報道とともに判決文全文を読み込んだ。そこにあったのは、身体障害と病気によって日常の移動の自由がほぼ奪われた状況にある当事者に、移動の自由(日常の買い物や通院等)を奪い生存権を侵害するまでに苛烈なまでにペナルティ(保護停止)を課し続けてやまない鈴鹿市の尋常ならない官治主義の悍ましきであった。被告(市)控訴の折は議会の議決を要するため議案提出されるが市議会においてもほとんど質疑、討論もないまま可決されていく様子を忸怩たる思いで見た。鈴鹿市とその市長は、自治体とその長ではなく、地方行政体と官吏というほかない状態であった。この行政体は判決を受け入れざるを得なかったが、いまだに当事者には謝罪をしていないそうである。

まことに腹立たしい限りであるが、逆に、この判例と鈴鹿市の態度は永久に語り継いでいくことで自治体とはかけ離れたその愚かな行政体の姿を反面教師としていかなければならない。

そして、松阪市はどうであろうか。車の問題に限らず、法定受託事務とはいえ、自治体として今後も一つひとつのケースにどう向き合っていくか、また、議員として何ができるかを問いながら、研究していきたい。

今回の研修は、昨年に続いて2回目の参加である。まだ理解は不十分である。しかし、積み上げていきたい。

以上